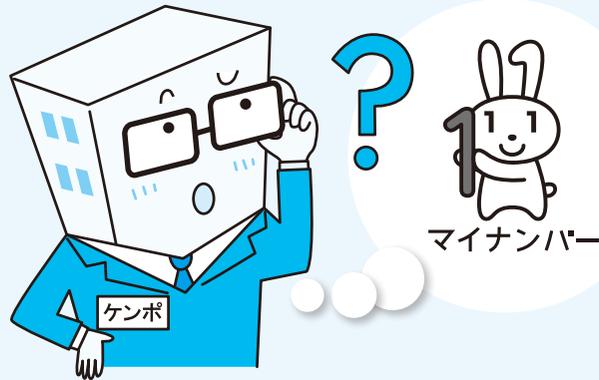


平成28年1月から実施される マイナンバー制度って何？



マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは、国民全員に1人1つの個人番号を割り当てて、複数の機関にある個人情報如同一人の情報であることを確認するための社会基盤(インフラ)のこと。

今年10月にはみなさんにマイナンバーが配付され、来年1月から実際に利用されます。今回はそんなマイナンバーの「疑問」を解説します。

どのような進め方ですか？

なお、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人データが記録された個人情報ファイルを不当に他者へ提供することは、処罰の対象となります。

平成27年10月より、市区町村から住民票上の住所にマイナンバーの「通知カード」が送られてきます。平成28年1月以降に、通知カードを返納して市区町村に申請すると、「個人番号カード」が交付されます。また、平成29年1月からは「マイナポータル」の運用がはじまり、マイナンバーを含む自分の個人情報が見られるようになります。

どのようなしくみになっていくの？

マイナンバーは、次のようなしくみで実施されます。住民票を有する一人ひとりに、最新の住所情報と関連づけて12桁のマイナンバー(個人番号)を割り当てます。このナンバーは原則として生涯変更されることはありません。複数の機関で、それぞれの機関ごとに管理されている同一人の情報を結び付け、相互に活用するしくみを作ります。

何が出来るようになるの？

マイナンバーに期待される効果としては、「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」の3つがあげられます。

マイナンバーの導入により次のようなことが実現できるようになります。

- ① 社会保障や税などの事務・手続きの簡素化、負担軽減
所得証明書等の添付書類が省略できるようになるなど、利便性が向上する。
- ② よりきめ細やかな社会保障給付
年金などの給付の誤りや給付漏れ、二重給付等を防止できる。
- ③ 所得把握の精度の向上等
マイナンバーにより、さまざまな個人情報をリンクさせることで、より正確に個人の所得が把握できる。
- ④ 災害時における活用
災害時要援護者リストの作成や本人確認等に活用。また、生活再建の支援も効果的に行える。
- ⑤ 自分に関する情報や必要なお知らせを自宅のパソコンから入手可能に(マイナポータル)

マイナンバー制度今後の予定

- 平成27年10月
マイナンバーの通知開始
- 平成28年1月
個人番号カードの交付(希望者に対して)
- 平成29年1月
マイナポータル運用開始予定

個人番号カードの利用法を教えてください

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書等の機能を用いて、各種の電子申請や、図書館利用証や印鑑登録証などお住まいの自治



必要になるのはどんなとき？

- ・マイナンバーを含む自分の情報について、いつ、誰が、なぜ提供したのかわかる
 - ・行政機関などがもっている自分の個人情報が確認できる
 - ・行政機関などから、個々人にあった行政サービスなどのお知らせが来るようになる
 - ・行政機関などへの手続きを一度で済ませることが出来る
 - ⑥ 医療・介護等のサービスの質が向上
健診情報・予防接種履歴等の確認を行ったり、健康保険証・介護保険証・年金手帳等の機能が一元化できる。
- ※マイナンバー法等で可能となるもののほか、中長期的に想定されるものも含まれます。

マイナンバーは、① 社会保障(年金、医療、労働、福祉)、② 税、③ 災害対策などの行政手続きにのみ使われます。しかも法令で定められた、行政機関や地方公共団体等(出版健保も含まれます)が行う左記

- ① ①～③のような事項に関する事務に限って使用することが出来ます。
- ② 健保組合に資格取得・喪失や被扶養者の届出をするとき、児童手当の現況届の際に番号を提示するとき、厚生年金の裁定請求をするとき、失業保険の給付を受けるとき、介護保険の給付を受けるとき
- ③ 会社で源泉徴収票を税務署や市区町村に提出するとき
- ④ 被災者生活再建支援金の給付を受けるとき など
- ⑤ ①～④は現時点で想定されているものであり、今後の検討の結果、変更もあり得ます。

体が条例で定めるサービスにも使用できます。

個人番号カードのICチップには、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーなどのほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのきわめて慎重に取り扱うべき個人情報も記録されません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報が出てしまうことはありません。

※被保険者と被扶養者のマイナンバーは、番号法等により、出版健保に提出していただくことになりません。詳細につきましては、今後、機関誌『すこやか』等でご案内いたしますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。